

第 1 期中期目標期間に係る繰越金の承認に係る意見について

1 概要

地方独立行政法人法第 40 条に基づき、県立病院機構から県に対して、平成 26 年 6 月 25 日に、地方独立行政法人静岡県立病院機構から第 1 期中期目標期間に生じた積立金の処分の承認申請書が提出された。

県が行う積立金の承認に先立ち、地方独立行政法人法第 40 条に基づき、評価委員会の意見を聴く。

2 利益処分及び第 1 期積立金の第 2 期への繰越金の概要

別添のとおり

3 考え方

- ・ 地方独立行政法人は、中期目標期間の最後の事業年度において、積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長である県の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
- ・ 積立金の額に相当する金額から、承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体である県に納付しなければならない。
- ・ 繰越額については、機構の自己収入から生じた剰余金ならびに経営努力により生じた剰余金などを勘案し、機構に対してインセンティブを与えるものであると同時に、機構の主たる財源は県から支出されている運営費負担金であることから、残余がある場合は県へ納付するというものである。

4 今後の対応

9 月県議会定例会で報告する予定。

(参 考)

○地方独立行政法人法

第 40 条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第 3 項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第 1 項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第 26 条第 2 項第 6 号の剰余金の用途に充てることができる。

- 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第1項又は第2項の規定による整理を行った後、第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
- 5 設立団体の長は、前2項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 6 地方独立行政法人は、第4項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。
- 7 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。